0

なければならない。 
他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況そのときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その

べることができる。は、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述③ 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたとき

、出席説明及び資料の提出を求めることができる。特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため

令で定める事項を公表するものとする。

況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省第三十三条の十六 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状

ての調査及び研究を行うものとする。
措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についもに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被第三十三条の十七 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとと

第七節 雑則

第三十四条・第三十四条の二 (略

第三章 事業、養育里親及び施設

事業を行うことができる。 ――知事に届け出て、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育ところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県第三十四条の三 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定める

第六節 雑則

第三十四条・第三十四条の二(略)

第三章 事業及び施設

知事に届け出て、児童自立生活援助事業を行うことができる。ところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県第三十四条の三 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定める

福祉法の定めるところにより行うものとする。乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業を行う場合には、社会

。 定めるところにより、地域子育て支援拠点事業を行うことができる第三十四条の十 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の

当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。② 地域子育て支援拠点事業に従事する者は、その職務を遂行するに

道府県知事に届け出なければならない。
② 市町村、社会福祉法人その他の者は、前項の規定により届け出たを都道府県知事に届け出て、一時預かり事業を行うことができる。を都道府県知事に届け出て、一時預かり事業を行うことができる。第三十四条の十一 市町村、社会福祉法人その他の者は、厚生労働省

事項を都道府県知事に届け出なければならない。 又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める 市町村、社会福祉法人その他の者は、一時預かり事業を廃止し、

ばならない。
ために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなけれ第三十四条の十二 一時預かり事業を行う者は、その事業を実施する

ができる。
ができる。
ができる。
おいかのは、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行り場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることでは当該職員に、関係者に対して、必要と認める事項の報告を求め、時預かり事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、第三十四条の十三 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、一

準用する。 ② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について

- 合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。められるに至つたときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適のがががある。

養育里親名簿を作成しておかなければならない。により児童を委託するため、厚生労働省令で定めるところにより、第三十四条の十四都道府県知事は、第二十七条第一項第三号の規定

する者は、養育里親となることができない。第三十四条の十五本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当

- 一成年被後見人又は被保佐人
- ることがなくなるまでの者というない。というでは、その執行を終わり、又は執行を受け
- 当な行為をした者との他児童の福祉に関し著しく不適と、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は
- ければならない。
  るに至つたときは、これらの者を直ちに養育里親名簿から抹消しな② 都道府県知事は、養育里親について前項各号のいずれかに該当す

第三十四 で定める。 録のための手続その他養育里親に関し必要な事項は、 条の十六 この法律に定めるもののほ カュ 養育里 厚生労働省令 親 名簿の登

第四十四条の二 とする施設とする。 絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的 定による指導を行い、 うほか、 専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、 とともに、 る各般の問題につき、 第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規 市町村の求めに応じ、 児童家庭支援センターは、 あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連 児童に関する家庭その他からの相談のうち、 技術的助言その他必要な援助を行 地域の児童の福祉に関す 必要な助言を行う

(削除)

2 (略

第四十四条の三 児童福祉施設 づく命令を遵守し 入所する者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基 妊産婦その他これらの事業を利用する者又は当該児童福祉施設に (指定知的障害児施設等を除く。 第六条の二各項に規定する事業を行う者、 これらの者のため忠実にその職務を遂行しなけ の設置者は、 里親及び 児童

第四十七条 (略)

2

児童福祉施設の長、

項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、

ることができる。

教育及び懲戒に関し、

その児童の福祉のため必要な措置をと

第四十七条

(略)

ればならない。

中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、 その住居において養育を行う第六条の二第八 入所中又は受託 2 戒に関し、 行う者又は未成年後見人のあるものについても、 児童福祉施設の長又は里親は、 その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。 入所中又は受託中の児童で親権を 監護、 教育及び懲

第四十四条の二 項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、 他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、第二十六条第一 令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。 わせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省 る各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、 児童家庭支援センター は、 地域の児童の福祉に関す 地域住民その あ

置するものとする。

附

2

児童家庭支援センター

は

厚生労働省令の定める児童

福祉施設

3

(略)

第四十八条 じて、 働省令で定める者並びに里親は、 不自由児施設、 その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労 その施設に入所中又は受託中の児童を就学させなければなら 児童養護施設、 情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長 知的障害児施設、盲ろうあ児施設、 学校教育法に規定する保護者に準 肢体

ない。

第四十九条 放課後児童健全育成事業、 この法律で定めるもののほか、 乳児家庭全戸訪問事業、 児童自立生活援助事業、 養育支援訪問事

童養育事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必 地域子育て支援拠点事業、 時預かり事業及び小規模住居型児

祉施設に関し必要な事項は、

命令で定める。

要な事項は、 命令で定める。

第五十条 〜七の二 次に掲げる費用は、 (略) 都道府県の支弁とする

八・九 (略)

七の三

都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

第五十一 条 次に掲げる費用は、 市町村の支弁とする。

— 5 五 (略)

乳児家庭全戸訪問事業の実施に要する費用

九八七 養育支援訪問事業の実施に要する費用

(略)

する。 費用に対しては、 五十三条 五号から第九号までを除く。)に規定する地方公共団体の支弁する 第六号の二及び第九号を除く。)及び第五十一条(第三号及び第 国庫は、 政令の定めるところにより、その二分の一を負担 第五十条(第一号から第三号まで、 第五号の二

|第四十八条 第四十九条 この法律で定めるもののほか、 並びに里親は、 不自由児施設、 び放課後児童健全育成事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福 入所中又は受託中の児童を就学させなければならない。 児童養護施設、 学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長 学校教育法に規定する保護者に準じて、 知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体 児童自立生活援助事業及

第五十条 次に掲げる費用は、 都道府県の支弁とする。

一〜七の二 (略)

八・九 略

第五十一条 次に掲げる費用は、 市町村の支弁とする。

一 ~ 五 (略)

七十六 略

(略)

第五十三条 する。 費用に対しては、 五号から第七号までを除く。)に規定する地方公共団体の支弁する 第六号の二及び第九号を除く。)及び第五十一条(第三号及び第 国庫は、第五十条(第一号から第三号まで、第五号の二 政令の定めるところにより、その二分の一を負担

# 第五十六条 (略)

## ③~⑩ (略)

懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 十五条の五又は第二十七条の四の規定に違反した者は、一年以下の十二第一項、第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二第六十一条の三 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の

## 第五十六条 (略

③~⑩ (略)
②~⑩ (略)
②~⑩ (略)

の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。十一条の十二又は第二十五条の五の規定に違反した者は、一年以下第六十一条の三(第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二

(第二条関係) (昭和二十二年法律第百六十四号) (抄)

係行政機関に意見を具申することができる。。)は、市町村長の管理に属し、それぞれその諮問に答え、又は関議会その他の合議制の機関(以下「市町村児童福祉審議会」という②・③ (略)	条の十八に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。その他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四名人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県第六条の三(略)	<ul> <li>家庭的保育者による保育を行う事業をいう。</li> <li>、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。</li> <li>、家庭的保育者による保育を行う事業とは、乳児又は幼児であつて、市町付長が適めつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適めつて、家庭的保育者(市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。」</li> <li>、家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町第六条の二 (略)</li> </ul>	改正案
ことができる。	条の十四に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。その他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したこと知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことの法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定め第六条の三(略)	第六条の二 (略)	現 行

⑤~⑦ (略)

保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならい増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保益準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める

該申込書の提出を代わつて行うことができる。 生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当时村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚当る保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望②前項に規定する児童について保育所における保育を行うことを希②

らない。

児童を公正な方法で選考することができる。 のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には の 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する ③

。)の申込みを勧奨しなければならない。
家庭的保育事業による保育を行うこと(以下「保育の実施」というるときは、その保護者に対し、保育所における保育を行うこと又は規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認め④ 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の

第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又

とができる。
とができる。
、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うここの場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保護者は、厚生労働省令の下「保育の実施」という。)を希望する保護者は、厚生労働省令の下「保育の実施」という。)

を公正な方法で選考することができる。むを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のや旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には一市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する

ばならない。
るときは、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなけれるときは、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなけれ規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認め、市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の

4

⑤ (略)

第三十二条 (略)

第三十二条

(略)

(5)

(略)

哈)

### ② (略)

することができる。 理する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれる教育委員会に委任 乗第一項ただし書に規定する保護の権限の全部又は一部を、その管 系第一項ただし書に規定する保護の権限の全部又は一部を、その管 ③ 市町村長は、保育所における保育を行うことの権限及び第二十四 ③

、家庭的保育事業を行うことができる。あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て第三十四条の十四(市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、

ばならない。
、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なけれ、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なけれ

出なければならない。
は、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届けは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け

ければならない。
するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しな第三十四条の十五 家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施

させることができる。

「事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査が、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求

に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。められるに至つたときは、その事業を行う市町村に対し、当該基準3 都道府県知事は、家庭的保育事業が前条の基準に適合しないと認

#### ② (略)

長又は当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。規定する保護の権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の)市町村長は、保育の実施の権限及び第二十四条第一項ただし書に

げる事由があるときは、その事業の制限又は停止を命ずることがで<br />
④ 都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、次に掲

その市町村が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれら

当な行為をしたとき。

二 家庭的保育者が、その事業に係る乳児又は幼児の処遇につき不に基づいてする処分に違反したとき。

の提供を行わなければならない。

「おいっところにより、その区域内における家庭的保育者、家庭的保定めるところにより、その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の家庭的保育事業の選択及び第三十四条の十七 家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業

# 第三十四条の十八~第三十四条の二十(略

養育事業及び家庭的保育事業並びに児童福祉施設の職員その他児童業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事第四十九条。この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業、

# 第三十四条の十四~第三十四条の十六(略)

童養育事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事第四十九条。この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業、

福 祉施設に関し必要な事項は、 命令で定める。

第五十条 次に掲げる費用 は、 都道府県の支弁とする。

四号並びに第五十六条第三項において同じ。) 最低基準を維持するために要する費用をいう。 る保育費用(保育所における保育を行うことにつき第四十五条の 都道府県の設置する保育所における保育を行うことに要す 次条第三号及び第

六の三~九

第五十一条 次に掲げる費用は、 市町村の支弁とする。

市町村の設置する保育所における保育を行うことに要する保育 Ξ

四 行うことに要する保育費用 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育を

五~七

家庭的保育事業の実施に要する費用

九| ・ 十| (略)

第五十三条 費用に対しては、 五号から第十号までを除く。) に規定する地方公共団体の支弁する 第六号の二及び第九号を除く。)及び第五十一条(第三号及び第 国庫は、第五十条(第一号から第三号まで、第五号の二 政令の定めるところにより、その二分の一を負担

第五十六条 (略

第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は

要な事項は、 命令で定める。

第五十条 次に掲げる費用は、 都道府県の支弁とする。

一~六 (略)

六の二 育費用 に要する費用をいう。 三項において同じ。 都道府県の設置する保育所における保育の実施に要する保 (保育の実施につき第四十五条の最低基準を維持するため 次条第三号及び第四号並びに第五十六条第

六の三~九 (略)

第五十一条 次に掲げる費用は、 市町村の支弁とする。

市町村の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用

兀 実施に要する保育費用 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育の

五~七 (略

八 九 九 略

第五十三条 する。 費用に対しては、 五号から第九号までを除く。)に規定する地方公共団体の支弁する 第六号の二及び第九号を除く。)及び第五十一条 国庫は、 政令の定めるところにより、 第五十条 (第一号から第三号まで、第五号の二 その二分の一を負担 (第三号及び第

第五十六条 略

第五十一条第三号若しくは第四号に規定する保育費用を支弁した市| 第五十一条第三号若しくは第四号に規定する保育費用を支弁した市 3 第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は

町村の長は、 収することができる。 における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴 の者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所 本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれら

4) (10) (略)

## 第五十六条の八 略

2 4

(略)

られた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、保育所 の設置者、 に対し調査を実施するため必要な協力を求めることができる。 特定市町村は、 家庭的保育者、子育て支援事業を行う者その他の関係者 市町村保育計画の作成及び市町村保育計画に定め

### 第五十六条の九 (略)

(略

市町村長、保育所の設置者、 とができる。 者その他の関係者に対し調査を実施するため必要な協力を求めるこ に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、 特定都道府県は、 都道府県保育計画の作成及び都道府県保育計画 家庭的保育者、 子育て支援事業を行う

> 4) (10) 略

### ② (4) (略)

第五十六条の八

略

<u>(5)</u> られた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、保育所 施するため必要な協力を求めることができる。 の設置者、子育て支援事業を行う者その他の関係者に対し調査を実 特定市町村は、市町村保育計画の作成及び市町村保育計画に定め

#### 第五十六条の九 (略) 略

2 5

6 市町村長、保育所の設置者、子育て支援事業を行う者その他の関係に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、 者に対し調査を実施するため必要な協力を求めることができる。 特定都道府県は、 都道府県保育計画の作成及び都道府県保育計画

町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれら 実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる の者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の

	るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。は、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させ4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするとき
2 · 3 (略)	
第八条 (略)	第八条 (略)
(市町村行動計画)	(市町村行動計画)
3~5 (略)	3~5 (略)
三 (略)	四 (略)
	各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準
	業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項
	の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事
	二年法律第百六十四号)第二十四条第二項に規定する保育の実施
	三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法(昭和二十
一·二 (略)	一 · 二 (略)
動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。	動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。
2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行	2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行
第七条 (略)	第七条 (略)
	努めなければならない。
対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。	りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう
一項において「基本理念」という。)にのっとり、次世代育成支援	一項において「基本理念」という。)にのっとり、相互に連携を図
第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第	第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第
(国及び地方公共団体の責務)	(国及び地方公共団体の責務)
現 行	改 正 案
(傍線部分は改正部分)	

ラー/~ /各/ - させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。		4 (略)	前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計(略)	表するよう努めなけ が項に規定する一	第一項に規定する一 前項に規定する一 が項に規定する一	を を を を を を を を を の 規定による は変更したと の 規定に規定 が現に規定 の 規定に規定	4 (略) 4 (略)
<b>L</b>	のにより、これを 第十二条 (略) 第十二条 (略) 第十二条 (略)	(一般事業主: R定し、	P(C)     ス       (T)     (T)       (T)     (T	Reculation   1	文は第三項(一般事業主)り、これを公3 (略)第十二条 (略)(一般事業主)	(一般事業主 ) (一般事業主 ) (一般事業主 ) (一般事業主 ) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	を策定し、 り、これを り、これを り、これを り、これを り、これを 第一年 (略) 第十二条 (略) 第一項に規 のできことを めて当該届出
	公表しなければならない。 「ので定めるところにより、これを 「のででであるところにより、これを 「のででであるところにより、これを 「のででであるところにより、これを 「のででであるところにより、これを 「のででであるところにより、これを 「のでででのるところにより、これを 「のででのるところにより、これを 「のででのるところにより、これを 「のででのるところにより、これを 「のででのるところにより、これを 「のででのるところにより、これを 「のででのるところにより、これを 「のででのるところにより、これを 「のででのるところにより、これを 「のででのるところにより、これを 「のででのるところにより、これを 「のででのるところにより、これを 「のでのででのるところにより、これを 「のでのででのるところにより、これを 「のでのでのででのるところにより、これを 「のでのでのでのでのでのでのでのでのででのでのででのでであるところにより、これを 「のでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので	(略) (中級事業主行動計画の策定等) (中級事業主行動計画の策定等) (中級事業主行動計画を策定し、 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、 2 (略) 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、 2 (略) (中級事業主行動計画の策定等) (中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定した。 (中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定した。 (中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を策定したときば、中級事業主行動計画を表するときば、中級事業主持動計画を表するときば、中級事業主行動計画を表するときば、中級事業主持動計画を表するときば、中級事業主持動計画を表するときば、中級事業主持動計画を表するときば、中級事業主持動計画を表するときば、中級事業主持動計画を表するときば、中級事業主持力を表するときば、中級事業主行動計画を表するときば、中級事業を表するときないるときなりを含まなるときなるとなりを含まなるときないるときなりを含まなるときなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとな	前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又 (略) 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、 又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを 公表しなければならない。 2 (略) 第十二条 (略) (略) (中般事業主行動計画の策定等) (中般事業主行動計画を策定し、	表するよう努めなければならない。 <ul> <li>(一般事業主行動計画の策定等)</li> <li>(一般事業主行動計画の策定等)</li> <li>(一般事業主行動計画を策定し、図のであるところにより、これを図したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを図で表しなければならない。</li> <li>(略)</li> <li>(略)</li> <li>(略)</li> <li>(本)</li> <li>(本)</li></ul>	第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項 4 第一項に規定する「般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	(一般事業主行動計画の策定等) (一般事業主行動計画を策定し、 (略) (略) (略) (第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公法しなければならない。 (略) 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公法するよう努めなければならない。 (略) 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又前項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項 4 第一項に規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事 合には、厚生党の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事 合には、厚生党の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事 合には、厚生党の規定による届出又は第三項 4 第一項に規定でするようない。 (中級事業主行動計画の策定等) (中級事業主行動計画を策定し、図 第十二条 (略) (中級事業主行動計画の策定等) (中級事業主任ので当該国出では、原生党の規定による届出文は第三項 4 第一項に規定とよって当該国出文は、原生党の規定による届出文は第三項 4 第一項に規定は、原生党の規定による届出文は第三項 4 第一項に規定を表するとよるにより、これを公表を表する。 (略) 第一項に規定を表する公表をしない場合には、原生学の規定による日本の表すとない。 (本)	(一般事業主行動計画の策定等) (一般事業主行動計画を策定し、 (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の)
	公表しなければならない。	(略)       3 (略)         文は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、2 (略)         (略)       2 (略)	前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又 (略) (略) (略) (名) (名) (名) (名) (名) (名) (名) (名) (名) (名	表するよう努めなければならない。	第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項 4 第一項に規定する「解」で定めるところにより、これを公表しなければならない。 「略」 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公式変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。 3 (略) 第十二条 (略) 第十二条 (略)	(略) 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、 文は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公 は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公 は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公 は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公 は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公 表するよう努めなければならない。 3 (略) 表するよう努めなければならない。 3 (略) 表するよう努めなければならない。 3 (略) 表するよう努めなければならない。 3 (略)	(略) (略) (略) (略) (略) (名の (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中)
般事業主行動計画の策定等)	公表しなければならない。	(略)       3         公表しなければならない。       2         (略)       2	前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又以変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。 3 (略) 3 (略) 2 (の) 3 (の) 2 (の) 3 (の) 2 (の) 3 (の) 3 (の) 3 (の) 4 (の) 4 (の) 5 (の) 6 (の) 6 (の) 7 (の)	表するよう努めなければならない。	第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項 4 第一項に規定する「般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公会しなければならない。 3 (略)前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又 3 (略)作列に規定する「般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又 3 (略)作列に規定する「般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又 3 (略)作列に規定する「般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、 3 (略)作列に規定する「般事業主は、「のの規定による届出又は第三項 4 第一項に規定する「の規模を表現したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公司 3 (略)作列に規定する「般事業主は、「のの規模を表現したときは、原生労働省令で定めるところにより、これを公司 3 (略)作列に規定する「のの規定による届出又は第三項 4 第一項に規定する「のの規定による届出又は第三項 4 第一項に規定する「のの規定による届出又は第三項 4 第一項に規定を表現したときは、同様の対象を表現して、 3 (略)	(略) で当友国出 文は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを 大は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公 表するよう努めなければならない。 3 (略) 表するよう努めなければならない。 3 (略) 一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又 表するよう努めなければならない。 3 (略)	(略) (略) 2 (略) 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。 (略) 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項 4 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項 4 第一項に規定による公表をしない場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。 3 (略) 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又 1 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又 2 (略) 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又 2 (略) 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、 2 (略) 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、 2 (略) 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、 2 (略) 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、 2 (略) 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は公表をすべきことを めて当該届出業主に対し、 3 (略) 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出文は第一般事業主行動計画を策定し、 3 (略) 第一項に規定は、 4 第一項に規定は、 5 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
(略) 事業主行動計画の策定等) (略) (第) (第) (1) (1) (1) (2) (6) (8)	公表しなければならない。又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策	(略) 3 公表しなければならない。	前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	表するよう努めなければならない。	第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項 4 第一項に規定するよう努めなければならない。	業主に対し、相当の期間を定めて当亥国出又は公長をすべきにとを の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事 (略) (略) (略) (略) 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又 表するよう努めなければならない。 (略) (略) (略) 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又 表するよう努めなければならない。 表するよう努めなければならない。 (略)	第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、 又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公 は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公 は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公 表するよう努めなければならない。 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項 4 第一項に規 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又 が変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公 表するよう努めなければならない。 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又
(略) (略) (1) (1) (1) (2) (8) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	ればならない。	(略) 3 公表しなければならない。	前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又(略)  (略)	表するよう努めなければならない。 は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又(略) (略) 3 (公表しなければならない。	第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項 4 第一項に規志するよう努めなければならない。	業主に対し、相当の期間を定めて当亥国出又は公長をすべきにとをして当亥国出の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事には、厚生労働省令で定めるところにより、これを公は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公は、原生労働省令で定めるところにより、これを公は、原生労働省令で定めるところにより、これを公司に対している。	<ul> <li>一次であることができる。</li> <li>一次では、原生労働省令で定めるところにより、これを公は変更したときは、原生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。</li> <li>一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又が頂に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又の規定による公表をしない。</li> <li>一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又</li> </ul>
変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、略) (一般事業主般事業主行動計画の策定等) 2 (略) 第十二条 (略) 第十二条 (略)		(略) 31	前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又(略)	表するよう努めなければならない。は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又(略)	第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項 4 第一項に規志するよう努めなければならない。	業主に対し、相当の期間を定めて当亥国出又は公長をすべきによる の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項 4 第一項に規 表するよう努めなければならない。 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又 (略) 3 (略)	<ul><li>(略)</li><li>(略)</li><li>(国内の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主が同項の規定による届出又は第三項目の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主が同項の規定による届出又は第三項目の規定による公表をしない場合には、原生労働者の規定による届出又は第三項目目の規定による公表をしない場合には、原生労働者の規定による届出又は第三項目目の規定による公表をしない場合には、原生労働者を定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表することができる。</li><li>(略)</li></ul>

れを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならし、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、こ2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定

の規定による措置を講じない場合について準用する。 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項

ない。

(基準に適合する一般事業主の認定)

届出をしたことその他の厚生労働省令で定める基準に適合すところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動ところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動ところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定める第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による 第

(一般事業主に対する国の援助)

とする。
とする。
とする。
とする。
とする。
とする。

第十九条 (略)

2 •

(略)

は、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければ4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したとき

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づ

ならない。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第三項の規定による届出第十三条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第三項の規定による届出

(一般事業主に対する国の援助)

導その他の援助の実施に努めるものとする。 主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業一行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした第十八条 国は、第十二条第一項又は第三項の規定により一般事業主

2·3 (略) 第十九条 (略)

6 く措置の実施の状況を公表しなければならない。 (略) 4 (略)

(主務大臣等)

第二十二条 (略)

2 3 臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣 第九条第五項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大 国土交通大臣及び環境大臣とする。 第七条第二項第三号における主務省令は、 文部科学省令、 農林水産省令、 経済産業省令、 厚生労働省令、 国土交通省令、 内閣府

環境省令とする。

2 臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、第九条第四項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大 国土交通大臣及び環境大臣とする。

第二十二条 (主務大臣) (略)

その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに

2~6 (略)

行動計画」という。)を策定するものとする。

2 6

略

する。

する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものと

する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成

と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関

子育ての支援、

母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子

ずるよう努めなければならない。

状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要が状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要がのである。

8| (略

(一般事業主行動計画の策定等)

旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を「動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主がいう。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは十二条(国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」と「

2 · 3 (略)

るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のもの

5

· 6 (略)

(委託募集の特例等)

7 (略)

。 の旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とするが実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)のあって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるもの第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」と(一般事業主行動計画の策定等)

2 · 3 (略

5・6 (略) これを変更したときも同様とする。 おう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。 生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出い、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚の (第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。) 4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のも

(委託募集の特例等)

第十六条 2 { 7 当該 労働者の募集を行わせようとする場合において、 十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二 して次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な において 時 構 雇用する労働者の数が三百人以下のもの 成員である中小事業主については、 (略) 承認中小事業主団 「中小事業主」 という。)が、 |体の構成員である 当該承認中小事業主団体を 適用しない。 (以下この項及び次項 当該承認中小事業

般事業主であって、 第十六条 2 5 7 しない。 び第三項の規定は、 職業安定法 の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において 認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置 当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、 (昭和二十二年法律第百四十一号) 第三十六条第一項及 当該構成員である中小事業主については、 当該承 適用

略